

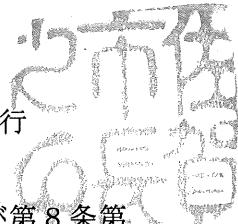
諮詢書

佐市環 第 431 号
平成 24 年 10 月 24 日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 質問事項

監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 質問理由

三瀬温泉やまびこの湯に設置している電気自動車用急速充電器の利用について、24時間利用できるように課金システムを設置しますが、そのシステムに対して犯罪等の抑止効果が期待できる監視カメラを設置します。

3. 設置者（管理者）

環境部環境課

4. 設置時期

平成 24 年 11 月（予定）

5. 監視カメラの概要

（1）設置場所及び設置台数・・・別紙のとおり

- ・三瀬温泉やまびこの湯内駐車場、設置台数 1 台。
(佐賀市三瀬村藤原地内)
- ・モニターは設置しない。
- ・記録装置は電気自動車用急速充電器設備分電盤上部のキャビネット内に設置。

(2) 撮影する画像及び保存方法等

- ・監視カメラは常時稼動・撮影する。
- ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、30日間保存する。
- ・記録後30日間を経過したデータは、順次新しいデータを上書き保存することにより、完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(3) 掲示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

(4) 鍵の管理

- ・記録装置（HDD レコーダー）の保管は、鍵のついたキャビネットに設置し、キャビネットの鍵は、環境課内の特定のキャビネットに施錠のうえ保管する。
- ・鍵の使用は、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみとする。

6. 記録データの取り扱い

- ・「やまびこの湯電気自動車用急速充電器設備監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データの取り扱いは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが行う。

7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「やまびこの湯電気自動車用急速充電器設備監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

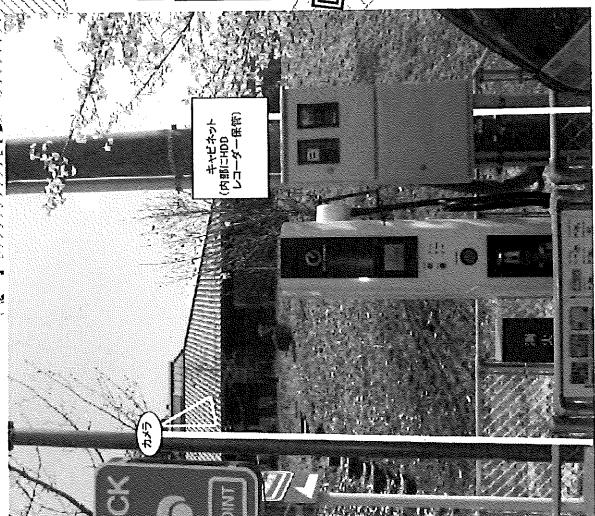
なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

別紙

監視カメラ設置概要図

三瀬温泉やまびこの湯



業種設備工業株式会社 左販促室共通三丁目4番7号 TEL: 0952-24-9181		工事名 電気自動車用急速充電器設置工事 (やまびこの湯温泉スタンド南)		図面名 急速充電器設置 計画図		縮尺 1/500	面積 0.2
元販促室共通三丁目4番7号 TEL: 0952-24-9181	年月日 令和2年3月22日 金行	年月日 令和2年3月22日 金行	年月日 令和2年3月22日 金行	年月日 令和2年3月22日 金行	年月日 令和2年3月22日 金行	縮尺 1/500	面積 0.2

やまびこの湯電気自動車用急速充電器設備監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、やまびこの湯電気自動車用急速充電器設備内の事故及び犯罪防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、やまびこの湯電気自動車用急速充電器設備内に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、環境部環境課長とする。
3 取扱者は、環境部環境課職員の中から管理者が指名する。
4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

第4条 監視カメラは常時稼動して画像を撮影し、記録データは保存専用のハードディスクに30日分を記録する。

2 撮影後30日間を経過した記録データは、順次新しいデータを上書き保存することにより完全消去する。
3 記録装置は電気自動車用急速充電器設備分電盤上部のキャビネット内に設置する。
4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

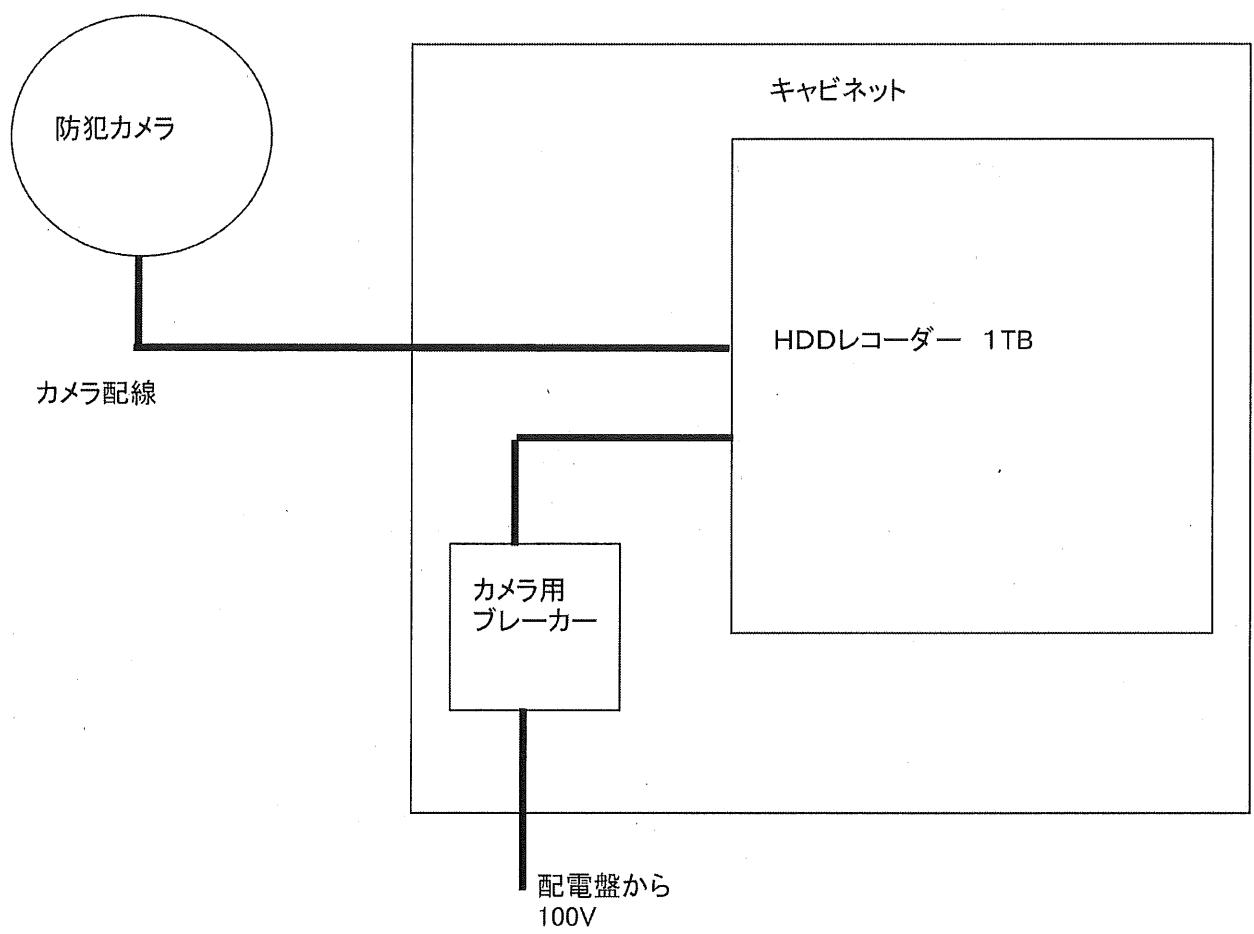
(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は平成24年 月 日から実施する。







配電盤上部に キャビネットを設置し、その内部にHDDレコーダー、ブレーカ(カメラ用)を配置
HDDレコーダーの電源は配電盤内の100Vから供給

レコーダー～カメラ間の配線は配管に入る

キャビネット下部より配管を出し、そのまま地中埋設

↓
引き込み柱の根元から、常夜灯の根元までPF管理設にて施工

↓
常夜灯根元から、配管にてカメラまで